

トヨタファイナンス株式会社 第19期

平成19年3月期

東京都江東区東陽六丁目3番2号

トヨタファイナンス株式会社

代表取締役社長 藤田泰久

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

[単位：百万円]

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,665,568	流動負債	761,412
現金及び預金	7,845	支払手形	161
受取手形	132	買掛金	39,515
割賦融資債権	38,354	短期借入金	210,343
営業貸付金	1,193,821	関係会社短期借入金	212,700
関係会社貸付金	1,800	一年内返済予定長期借入金	31,000
割賦立替払債権	166,180	一年内返済予定関係会社長期借入金	71,000
カード債権	199,956	コマースナルペーパー	96,000
貯蔵品	1,810	一年内償還予定社債	54,000
前払費用	1,364	未払金	8,939
繰延税金資産	5,068	未払費用	4,404
未収入金	59,828	未払法人税等	5,551
その他の流動資産	995	預り金	14,929
貸倒引当金	11,589	前受収益	4,714
固定資産	167,116	賞与引当金	1,284
有形固定資産	138,230	役員賞与引当金	60
建物	609	販売促進引当金	2,087
車両運搬具	10	債務保証損失引当金	2,567
工具器具備品	236	その他の流動負債	2,151
リース資産	41,953	固定負債	1,022,246
リース車両	95,420	社債	671,870
無形固定資産	10,000	長期借入金	302,000
ソフトウェア	10,000	関係会社長期借入金	42,000
投資その他の資産	18,884	長期未払金	138
投資有価証券	536	退職給付引当金	2,054
関係会社株式	818	役員退職慰労引当金	67
関係会社出資金	942	その他の固定負債	4,115
従業員長期貸付金	118	負債合計	1,783,659
長期前払費用	2,810	(純資産の部)	
繰延税金資産	9,337	株主資本	49,311
その他の投資	4,320	資本金	16,500
		資本剰余金	13,500
		資本準備金	13,500
		利益剰余金	19,311
		利益準備金	750
		固定資産圧縮積立金	506
		別途積立金	11,445
		繰越利益剰余金	6,609
		評価・換算差額等	285
		その他有価証券評価差額金	174
		繰延ヘッジ損益	459
		純資産合計	49,025
資産合計	1,832,684	負債及び純資産合計	1,832,684

損益計算書

〔 平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで 〕

[単位:百万円]

科 目	金 額	
(経常損益)		
営業損益		
営業収益		
融 資 収 益	27,110	
割 賦 立 替 払 収 益	5,837	
信 用 保 証 収 益	17,660	
クレジットカード・ショッピング収益	23,197	
リ ー ス 収 益	44,676	
そ の 他 の 営 業 収 益	19,236	137,718
営業費用		
金 融 費 用	8,187	
リ ー ス 原 価	43,780	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	76,851	<u>128,818</u>
営業利益		8,899
営業外損益		
営業外収益		2,780
営業外費用		<u>314</u>
経常利益		<u>11,365</u>
税引前当期純利益		11,365
法人税、住民税及び事業税		6,735
法人税等調整額		<u>2,069</u>
当期純利益		6,700

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式・・・総平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券(時価のあるもの)・・・当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

その他有価証券(時価のないもの)・・・総平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

貯蔵品

宣伝印刷物・・・最終仕入原価法によっております。

その他・・・個別法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産・・・リース期間を償却年数とし、リース期間満了後の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

リース車両・・・リース期間を償却年数とし、定率法のリース期間満了後残存簿価を残存価額とする定額法によっております。

その他・・・定率法によっております。

(2) 無形固定資産

リースソフトウェア・・・リース期間を償却年数とし、リース期間満了後の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他のソフトウェア・・・社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。この他に、保証業務から生じる債権の貸倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の実績率により見積り計上しております。

賞与引当金・・・従業員賞与の支出に備えるために、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金・・・役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度末に見合う分を計上しております。

販売促進引当金・・・特定会員のカード利用に伴うポイント還元費用の負担に備えるため、会社所定の基準により将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

債務保証損失引当金・・・保証業務から生じる損失に備えるため、主たる債務者の債務不履行により将来発生すると見込まれる損失見込額を、過去の実績率により見積もり、計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法に基づき、発生年度より費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法に基づき、発生年度の翌期より費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金・・・役員に対する退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

融資部門・・・融資元本残高に対して所定の料率で手数料を算出し、期間経過基準で手数料算出額を収益に計上しております。

割賦立替払部門・・・手数料総額を債権残高の積数で按分し、期日到来の都度積数按分額を収益に計上しております。

割賦信用保証部門・・・保証料総額を保証債権残高の積数で按分し、期日到来の都度積数按分額を収益に計上しております。

クレジットカード部門・・・顧客手数料は主に回収期限到来基準（残債方式）により、加盟店手数料は精算確定時に一括して、収益を計上しております。

リース部門・・・リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費・・・支出時に全額費用処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(4) 関係会社出資金の会計処理

有限責任事業組合の最近の財産及び損益の状況に基づき、同組合の純資産持分割合に応じて、貸借対照表上関係会社出資金として計上し、また同組合の損益項目の持分相当額を損益計算書へ計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。但し、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、投資その他の資産の長期前払費用に含めて計上し、法人税法上の規定により均等償却しております。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 金融商品に関する会計基準等

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。これにより、従来、繰延資産として計上していた社債発行差金を社債から直接控除しており、その金額は129百万円であります。

(2) 役員賞与に関する会計基準

役員賞与については、従来は利益処分により株主総会の決議を経て利益剰余金の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ60百万円減少しております。

(3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は49,485百万円であります。

(4) 車両リースの会計処理に関する取扱い

従来、リース車両に係る初期直接費用は契約時に一括費用計上しておりましたが、当該取引の増加に伴い重要性が増してきたこと及び収益・費用の対応をより適正に図るため、繰延経理を行い、リース期間にわたって均等配分しております。これにより営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ3,235百万円増加しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 109,863 百万円

2. 保証債務

トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うにあたり、当社が販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証するもの

トヨタ販売店及びレンタリース店等 424 社 1,507,573 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,717 百万円

短期金銭債務 284,789 百万円

長期金銭債務 42,000 百万円

4. 不良債権の金額

破綻先債権 1,072 百万円

延滞債権 1,981 "

3 ヶ月以上延滞債権 1,106 "

貸出条件緩和債権 602 "

合計 4,764 百万円

なお、上記それぞれの概念は次の通りであります。

(破綻先債権)

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じているもの。

(延滞債権)

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金のうち、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもの。

(3 ヶ月以上延滞債権)

3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの。

(貸出条件緩和債権)

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないもの。

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	営業取引によるもの	営業収益	4,570 百万円
		営業費用	8,739 百万円
2. 金融費用のうち主なもの	支払利息	4,780 百万円	
	社債利息	3,154 百万円	

なお、支払利息のうち、スワップ支払利息 5,275 百万円とスワップ受取利息 7,138 百万円、社債利息のうち、スワップ支払利息 1,837 百万円とスワップ受取利息 4,690 百万円は相殺して表示しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

流動資産の部

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,479 百万円
販売促進引当金	835 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	513 百万円
未払事業税否認額	390 百万円
その他	959 百万円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>5,178 百万円</u>
繰延ヘッジ	106 百万円
概算生命保険配当金	79 百万円
その他	1 百万円
デリバティブ	78 百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>110 百万円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>5,068 百万円</u>

固定資産の部

会計償却済債権否認額	8,548 百万円
繰延ヘッジ	2,934 百万円
リースバック税務調整	1,734 百万円
退職給付引当損金算入限度超過額	821 百万円
その他	129 百万円
デリバティブ	1,721 百万円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>12,447 百万円</u>
リースバック税務調整	1,766 百万円
繰延ヘッジ	1,125 百万円
圧縮積立金	337 百万円
株式評価差額	116 百万円
デリバティブ	236 百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>3,109 百万円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>9,337 百万円</u>

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	9,013	3,767	5,246

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,786 百万円
1年超	3,459 百万円
合計	5,246 百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(3) 支払リース料及び減価償却相当額

支払リース料	1,954 百万円
減価償却費相当額	1,954 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
リース資産	106,112	64,158	41,953
ソフトウェア	9,793	7,053	2,739
リース車両	105,169	37,320	67,848

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	40,504 百万円
1年超	85,820 百万円
合計	126,324 百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定してあります。

(3) 受取リース料及び減価償却費

受取リース料	39,725 百万円
減価償却費	31,001 百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(単位：百万円)

区分	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	トヨタファイナンシャルサービス(株)	被所有 直接 100%	兼任 4人	資金の借入	資金の借入	7,000	一年内返済予定関係会社長期借入金	71,000
					支払利息	289	未払費用	27
親会社	トヨタ自動車(株)	被所有 間接 100%	兼任 2人 転籍 3人	資金の借入 設備等の賃借	資金の借入	24,800	関係会社短期借入金	212,700
					資金の借入	17,000	関係会社長期借入金	42,000
					支払利息	1,032	未払費用	123
親会社の子会社	トヨタ東京カローラ(株)	なし	なし	割賦信用保証	割賦信用保証(注1)	36,986	-	-
	(株)トヨタレンタリース東京	なし	なし	資金の貸付	資金の貸付	6,404	営業貸付金	55,989
				割賦信用保証	割賦信用保証(注1)	6,971	-	-
	東京トヨペット(株)	なし	なし	割賦信用保証	割賦信用保証(注1)	76,577	-	-
	大阪トヨタ自動車(株)	なし	なし	資金の貸付	資金の貸付	7,800	営業貸付金	33,900
				割賦信用保証	割賦信用保証(注1)	6,698	-	-
トヨタアドミニスタ(株)	なし	なし	資金の貸付	資金の貸付	7,983	営業貸付金	170,280	

(注1) 関連当事者が顧客に割賦販売等を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客について、債務の保証をおこなうものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含みません。

(注3) マイナスの取引金額は貸付資金又は借入資金の返済額であります。

(注4) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 受取保証料については、市場価格を勘案した一般取引条件をもって決定しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 . 1 株当たり純資産額	261,469 円 50 銭
2 . 1 株当たり当期純利益	35,736 円 82 銭

[重要な後発事象に関する注記]

社債の発行に関する事項

平成19年3月27日開催の取締役会決議により、下記の通り第26回無担保普通社債（社債間限定同等特約付）、および第27回無担保普通社債（社債間限定同等特約付）を発行しました。

第26回無担保普通社債（社債間限定同等特約付）

発行総額	30,000百万円
発行価格	各社債の金額100円につき金99円99銭
払込期日	平成19年4月26日
償還期限	平成24年6月20日
利率	年1.360%
資金の使途	貸付金、割賦購入斡旋実行資金（立替払型）、経費の支払資金等運転資金およびこれらに係る借入金の返済資金、コマーシャルペーパー償還資金、社債償還資金に充当する予定。
担保	無担保 ただし、本社債はトヨタ自動車株式会社とトヨタファイナンシャルサービス株式会社との間の2000年10月2日付サブリエメンタル・クレジット・サポート・アグリーメントNo.2および当社とトヨタファイナンシャルサービス株式会社との間の2000年10月2日付クレジット・サポート・アグリーメント(2002年11月1日付覚書にて一部変更)上の利益を享受する。
その他重要な事項	該当事項なし

第27回無担保普通社債（社債間限定同等特約付）

発行総額	30,000百万円
発行価格	各社債の金額100円につき金99円95銭
払込期日	平成19年4月26日
償還期限	平成29年3月17日
利率	年1.820%
資金の使途	貸付金、割賦購入斡旋実行資金（立替払型）、経費の支払資金等運転資金およびこれらに係る借入金の返済資金、コマーシャルペーパー償還資金、社債償還資金に充当する予定。
担保	無担保 ただし、本社債はトヨタ自動車株式会社とトヨタファイナンシャルサービス株式会社との間の2000年10月2日付サブリエメンタル・クレジット・サポート・アグリーメントNo.2および当社とトヨタファイナンシャルサービス株式会社との間の2000年10月2日付クレジット・サポート・アグリーメント(2002年11月1日付覚書にて一部変更)上の利益を享受する。
その他重要な事項	該当事項なし

[その他の注記]

該当事項はありません。